

## 行政書士はこんなお仕事をしています

### 企業・事業者・団体の法務

- 営業許認可 等
  - ・古物商営業許可申請
  - ・産業廃棄物処理業許可申請
  - ・自動車関係各種手続き
  - ・その他各種許認可申請 など
- 契約書・議事録作成
  - ・各種契約書作成
  - ・株主総会議事録作成 など
- 農地
  - ・農地転用許可申請、届出
  - ・現況証明願
  - ・農用地除外申請 など
- 著作権
  - ・契約書作成
  - ・許諾手続き代行
  - ・著作権各種登録申請
  - ・著作権者不明裁定制度申請 など
- 法人設立・運営
  - ・株式会社、社団法人、財団法人、NPO法人等  
各種法人設立
  - ・補助金・助成金 など

### 家庭の法務

- 各種相続手続き
- 遺言書作成・手続き
- 公正証書の作成手続き
- 各種契約書・協議書作成
- 外国人の帰化・永住許可・在留資格取得許可申請
- 任意後見に関する手続き

こんな時は  
**行政書士に**  
おまかせください!

### 那住行政書士事務所 代表行政書士 那住史郎

〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町1050-1  
エルドマーニ20 701

電話 045-654-2334

F A X 045-330-4093

メール nazumi@nazumi-office.com



那住行政書士事務所

## 行政書士は…こんな職業です

### 行政書士は書類作成のスペシャリスト

行政書士とは、行政機関への申請書類の作成や手続き、その他様々な書類の作成を皆さまに代わって行う国家資格を受けた専門家です。

その作成する書類や手続きの範囲は広く、事業を行う上で必要な許認可の申請から相続、遺言の手続き、契約書の作成など暮らしのなかの身近な問題にも対応いたします。

### 行政書士法で定められた仕事の内容

#### 【各種書類の作成】

- 官公署に提出する書類
- 権利義務又は事実証明に関する書類

#### 【代理・相談業務】

- 官公署に提出する手続きについての代理
- 聴聞又は弁明の機会の付与の手続きの代理
- 契約その他書類の代理作成
- 書類の作成について相談に応ずること

### 行政書士は街の身近な法律家



行政書士は書類の作成だけに限らず、生活するうえで、または事業を行ううえで起こる様々な問題に対してご相談に乗ることができます。

そして、必要に応じて弁護士、税理士、司法書士など他の専門家と連携して問題解決のサポートを致します。

相談したいことはあるんだけど、どこへ行ったら良いかわからない…そんな時はまずは行政書士へご相談下さい。

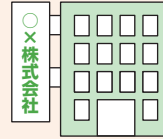
行政書士には法律により厳しい守秘義務が課せられています。安心してご相談下さい。

## 例えばこんな時は行政書士におまかせください!

### Case 1 会社を作りたい

会社設立のための定款の作成、設立登記申請書など複雑な書類の作成にはとても時間と手間がかかります。また、銀行などの金融機関との話し合いにも時間がかかります。

そんなときは行政書士にご相談頂ければ、よりスムーズに会社の設立ができます。



### Case 2 事業を始めたい

運送業、飲食店、古物商など、事業を始めるために許認可が必要なものは沢山あります。許認可申請には複雑な申請書と沢山の添付書類が必要となります。

行政書士にご相談頂ければ、開業時の負担が軽くなり、より開業に向けての業務に専念することができます。



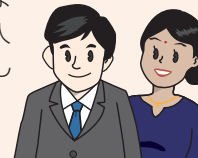
### Case 3 車を人に譲りたい

自動車を他人に譲ったり売買した時は車検証にある名義を変更しなければいけません。また、車庫証明も新たに取得する必要があるでしょう。そんな自動車登録の煩雑な手続きも行政書士なら簡単に済ませることができます。また売買契約などの契約書類の作成もおまかせ下さい。



### Case 4 外国の方を日本に呼びたい

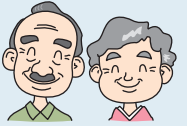
国際結婚や外国人の日本での滞在や永住許可、帰化申請には、煩雑で面倒な手続きが必要となります。行政書士にご相談頂ければ、外国人の日本での各種手続き、書類の作成をしっかりバックアップいたします。



### Case 5 相続の手続きをしたい

財産の相続には、預貯金の払い戻しから土地の名義変更、相続税の問題、遺産分割協議書の作成など多くの手続きが必要となります。

そんな時、行政書士なら他の専門家と協力し、相続に関係する様々な手続きをスムーズに進めることができます。



### Case 6 遺言書を作りたい

自分の財産について元気なうちに遺言書を作っておきたいとお考えの方も多いことでしょう。しかし、遺言も正式な様式が整っていなければ効果がありません。

行政書士なら、自筆による遺言書やより厳格な公正証書遺言の作成までしっかりサポート致します。



### Case 7 著作権の手続き・契約書作成

他人の著作物を利用するためには、著作権者から許諾を得る必要があります。自分の著作物を守るためには、きちんとした契約を結ぶ必要があります。当事務所は特に著作権について詳しい知識を有して業務を行っています。またその他の契約書作成につきましてもお気軽にご相談下さい。

※法的紛争段階にある事案に係わるものを除きます。



悩むより  
まずはお気軽に  
行政書士へ  
ご相談下さい!

